

安全データシート

整理番号 GC:15-1

【製品名】	ヘリウムガス
-------	--------

安全データシート

作成日 2004年3月1日

改訂日 2024年2月29日(第7版)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : ヘリウム (高圧容器用)
製品コード :
化学名 : ヘリウム (Helium)
供給者の会社名称 : 鹿児島熔材株式会社
住所 : 〒891-0122 鹿児島市下荒田 3-17-27
担当部門 : 鹿児島工場製造部
連絡先 : Tel; 099-269-2411 FAX; 099-267-7011
E-mail;

緊急連絡電話番号

推奨用途

光ファイバー、キャリアガス、各種検査真空装置、配管等のリークテスト(漏えい検査)用、鉄鋼・機械・冶金溶接熱処理用、溶接用シールドガス、レーザー光源、防災原子炉冷却用、輸送産業飛行船、バルーン充填用、エンジニアリング潜水作業用。

使用上の制限

医療用ガスとして使用してはならない。
本製品の使用にあたっては該当する各法律、及び次項以降の危険有害性情報等に基づき使用すること

整理番号 : GC:15-1

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

物理化学的危険性 高圧ガス 圧縮ガス

健康に対する有害性
環境に対する有害性

記載がないものは分類対象外または分類できない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語 : 警告
危険有害性情報 : 加圧ガス; 熱すると爆発のおそれ。
注意書き [安全対策] : 換気の良い場所で使用すること。
[応急処置] : 吸入した場合; 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
[保管] : 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
[廃棄] : 内容物/容器は勝手に廃棄せず、製造者または販売者に問い合わせること。
GHS分類に関係しない : 高濃度のヘリウムガスを吸入すると、酸欠により死亡することがある。
又はGHSで扱われない
他の危険有害性 : 高圧ガス容器からガスが噴出し眼に入れば、眼の損傷、あるいは失明のおそれがある。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 化学物質
化学名又は一般名（化学式） : ヘリウム（He）
成分及び含有量:

官報公示整理番号					
化学物質	CAS No	分子量	化審法	安衛法	成分濃度
ヘリウム	7440-59-7	4.00	適用外	適用外	99.99%以上

重量濃度換算式

$$\text{重量濃度 (wt.\%)} = \frac{\sum \text{Mn Vn}}{\sum \text{Mn Vn}} \times 100$$

※Mn：各成分の分子量 Vn:各成分の体積（ガス容積）
※各成分の温度・圧力は同一条件とする
※各成分の体積（ガス容積）は合計で100%とする

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 新鮮な空気の場所に移し、安静、保温に努め、医師に連絡する。
: 呼吸が弱っているときは、加湿した純酸素を吸入させる。
: 呼吸が停止している場合には人工呼吸を行う。
- 皮膚に付着した場合 : 大気圧のヘリウムガスにさらされても、特に治療の必要はない。
- 眼に入った場合 : 噴出するガスを受けた場合は、冷却しすぐに医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合 : -
- 応急措置をする者の保護に必要な注意事項 : ヘリウムガスが漏えいまたは噴出している場所は、空気中の酸素濃度が低下している可能性があるので、換気を十分行い、必要に応じ陽圧自給式呼吸器を着用する。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 周辺火災に合わせた消火剤を使用すること。
- 使ってはならない消火剤 : なし
- 火災時の特有の危険有害性 : 容器が火炎にさらされると内圧が上昇し、安全装置が作動し、ヘリウムガスが噴出する。内圧の上昇が激しいときは、容器の破裂に至ることもある。
: 容器弁が壊れたときなどは、容器はロケットのように飛んで危害を与えることがある。
: 容器を安全な場所に搬出すること。搬出できない場合には、できるだけ風上側から水を噴霧して容器を冷却すること。
- 特有の消火方法 : 火災を発見したら、まず部外者を安全な場所へ避難させること。
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置 : 耐火手袋、耐火服等の保護具を着用し、火炎からできるだけ離れた風上側から消火にあたること。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : ヘリウムが多量に漏えいすると、瞬間的に酸欠状態になり、失神・呼吸停止が起こる可能性が有る。
: 酸欠の危険を防ぐため、窓や扉を開けて換気を良くすること。換気設備があれば、速やかに起動し換気する。
: 大量の漏えいが続く状況であれば、漏えい区域をロープ等で囲み部外者が立ち入らないよう周囲を監視すること。
: 漏洩区域に入る者は、陽圧自給式呼吸器を着用すること。
: 空気中の酸素濃度を測定管理すること。
- 環境に対する注意事項 : なし
- 封じ込め及び浄化の : 漏えいしたヘリウムガスは換気を良くし、速やかに大気中に拡散、

- | | |
|--------------------|--|
| 方法及び機材
二次災害の防止策 | 希釈させる。
：ヘリウムガスは窒息性のガスであるため、漏えいしたガスが滞留しないように換気を良くする。 |
|--------------------|--|

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- | | |
|-----------|--|
| 取扱者のばく露防止 | ：継手部、ホース、配管および機器に漏れがないか調べる。漏洩検査には、石けん水等の発泡液による方法が簡便、安全で確実である。
：作業の中断あるいは終了後、作業場所を離れるときは、容器弁を閉じる。その後、圧力調整器内のヘリウムガスを出し、圧力調整ハンドルをゆるめておくこと。 |
|-----------|--|

- | | |
|----------|---|
| 火災・爆発の防止 | ：容器を電気回路の一部に使用しないこと。特に、アーク溶接時のアークストライクを発生させたりして損傷を与えないこと。
：容器弁等が氷結したときは、40℃以下の温水で温め、バーナー等で直接加熱しないこと。 |
|----------|---|

- | | |
|----------|---|
| その他の注意事項 | ：容器には、充てん許可を受けた者以外はガスの充てんを行なってはならない。
：容器の修理、再塗装、容器弁および安全装置の取り外しや交換等は、容器検査所以外では行わないこと。
：容器の刻印、表示等を改変したり、消したり、剥したりしないこと。
：容器の授受に際しては、あらかじめ容器を管理する者を定め、容器を管理すること。
：契約に示す期間を経過した容器および使用済みの容器は速やかに販売者に返却すること。
：高圧ガス保安法の定めるところにより取り扱うこと。 |
|----------|---|

- | | |
|-----------|--|
| 局所排気、全体換気 | ：ヘリウムガスを使用するにあたっては、空気中の酸素濃度が低くなる危険性があるので、密閉された所や換気の悪い所で取り扱わないこと。 |
|-----------|--|

- | | |
|----------|---|
| 安全取扱注意事項 | ：脱着式の保護キャップは、使用前に取り外すこと。
：キャップを取り外した後、容器弁のガス出口に塵埃類があれば、除去すること。
：容器を使用しないときは、脱着式の保護キャップを確実に取り付けること。
：容器弁の口金内部に付着した塵埃類を除去する目的でガスを放出する場合には、口金を人のいない方向に向けて、ガス出口弁を短時間微開して行うこと。
：容器の使用前に、容器の刻印、塗装（容器の表面積の1/2以上ねずみ色）、表示等によりガス名を確かめ、内容物が目的のものと異なるときには使用せずに、販売元に返却すること。
：容器から直接使用しないで、必ず圧力調整器を使用すること。
：圧力調整器の取り付けにあたっては、容器弁のネジ方向を確かめてネジにあったものを使用すること。
：圧力調整器を正しい要領にて取り付けした後、容器弁を開ける前に、圧力調整器の圧力調整ハンドルを反時計方向に回してゆるめ、その後、ゆっくりと容器弁を開く。この作業中は、圧力調整器の側面に立ち、正面や背面に立たないこと。
：容器弁の開閉に使用するハンドルは所定の物を使用し、容器弁はゆっくり開閉すること。
：開閉に際し、ハンマー等でたたいてはならない。手で開閉ができないときは、その旨を明示して、販売者に返却すること。 |
|----------|---|

	： 容器には、転落、転倒等を防止する措置を講じ、かつ粗暴な扱いをしないこと。倒れたとき、容器弁の損傷等により、高圧のヘリウムガスが噴出すると、容器がロケットのように飛ぶことがある。 ： 充てん圧力が 14.7～19.6 MPa と高く、高圧のヘリウムが直接人体に吹きつけられると、損傷を起こすことがあるので、高圧で噴出するガスに触れないこと。 ： 容器をローラーや型代わり等の容器本来の目的以外に使用しないこと。
接触回避	： 容器の圧力は 0.1 MPa 以上残し、使用後は確実に容器弁を閉めた後、保護キャップを付けて、速やかに残ガス容器置場に返すこと。 ： 容器にヘリウムガス以外のガスが入った可能性があるときは、容器記号番号等の詳細を販売者に連絡すること。
衛生対策	： 取扱い後は、よく手を洗うこと。
保管	
安全な保管条件	
適切な技術的対策	： 充てん容器および残ガス容器に区分して置くこと。
適切な保管条件や避けるべき保管条件	： 直射日光を受けないようにし、温度 40℃以下に保つこと。 ： 水はけの良い、換気の良い乾燥した場所に置くこと。 ： 腐食性の雰囲気や、連続した振動にさらされないようにすること。
注意事項	： 火炎やスパークから遠ざけ、火の粉等がかからないようにすること。 ： 電気配線やアース線の近くに保管しないこと。
安全な容器包装材料	： 高圧ガス容器として製作された容器であること。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度 日本産業衛生学会(2021 年版) : 規定されていない
等 :

設備対策 : 屋内で使用または保管する場合は、換気を良くする措置を施すこと。
: 空気中の酸素濃度が 18 vol%未満にならないようにすること。

保護具

呼吸用保護具 : 必要により空気呼吸器、酸素呼吸器、送気マスク
手の保護具 : 革手袋
眼、顔面の保護具 : 保護面、保護眼鏡
皮膚及び身体の保護具 : 特別な保護具はいらない

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 気体
色 : 無色
臭い : 無臭
融点／凝固点 : -272.2℃ (2.6 MPa)
沸点又は初留点及び沸点騰範囲 : -268.9℃ (101.3 kPa)
可燃性 : 不燃性
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界 : なし
引火点 : 非該当
自然発火点 : なし
分解温度 : 非該当
pH : 非該当

動粘性率	: 非該当
溶解度	: 0.94cc/100 cc H ₂ O (0 °C, 101.3 kPa)
n-オクタノール／水分配係数 (log 値)	: 非該当
蒸気圧	: $\frac{101.3 \text{ kPa } (-268.9 \text{ °C})}{26.7 \text{ kPa } (-270.1 \text{ °C})}$
密度及び／又は相対密度	: 0.14 (0 °C, 101.3 kPa) (空気 = 1)
相対ガス密度	: 0.1785 kg/m ³ (0 °C, 101.3 kPa)
粒子特性	: 非該当
その他のデータ	: 比 熱 : 5.19 kJ/kg・°C (101.3 kPa) 蒸発潜熱 : 20.4 kJ/kg (-268.9 °C) 臨界温度 : -267.96°C 臨界圧力 : 0.227 MPa

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の条件では反応しない。
化学的安定性	: 安定な物質である。
危険有害反応可能性	: 特筆すべき反応性なし
避けるべき条件	: なし
混触危険物質	: なし
危険有害な分解生成物	: なし

11. 有害性情報

急性毒性	: 情報なし
皮膚腐食性／刺激性	: 情報なし
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 情報なし
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: 情報なし
生殖細胞変異原性	: 情報なし
発がん性	: 情報なし
生殖毒性	: 情報なし
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 情報なし
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 情報なし
誤えん有害性	: 情報なし
その他の情報	: 空気と置換すると単純窒息性のガスとして人体に作用する。 酸素濃度 症 状 18 vol% 酸素濃度安全限界。初期の酸欠症状。 16～12 vol% 脈拍・呼吸数の増加、精神集中に努力がいる。 細かい作業が困難、頭痛等の症状が起こる。 10～6 vol% 意識不明、中枢神経障害、けいれんを起こす。 昏睡状態となり、呼吸が停止し、6～8 分後心臓が停止する。 6 vol% 以下 極限的な低酸素濃度。一回の呼吸で一瞬のうちに失神、 昏睡、呼吸停止、けいれんを起こし約 6 分で死亡する。

12. 環境影響情報

生態毒性	: 情報なし
残留性・分解性	: 情報なし
生態蓄積性	: 情報なし
土壌中の移動性	: 情報なし
オゾン層への有害性	: 情報なし

13. 廃棄上の注意

- : 使用済み容器はそのまま容器所有者に返却すること。
- : 容器に残ったガスは、みだりに放出せず、圧力を残したまま容器弁を閉じ、製造者または販売者に返却する。
- : ヘリウムガスを廃棄する場合には、少量ずつ換気に注意して大気放出を行う。
- : 容器の廃棄は、容器所有者が行い、使用者が勝手に行わないこと。

14. 輸送上の注意

国連番号	: 1046
品名	: ヘリウム（圧縮されているもの）
国連分類	: クラス 2.2（非引火性・非毒性ガス）
IMDG（国際海上危険物規則）コード	: クラス 2.2
ICAO-TI（国際民間航空機関技術指針）／IATA-DGR（国際航空運送協会危険物規則）	: クラス 2.2 200 又は PI200
容器等級	: 非該当
海洋汚染物質	: 非該当
MARPOL73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質	: 非該当
国内規制	
高压ガス保安法	: 法第 2 条（高压ガス）
海上輸送	
港則法	: 施行規則第 12 条 危険物告示 別表 高压ガス
船舶安全法	: 危規則第 3 条 危険物告示 別表第 1 高压ガス
航空輸送	
航空輸送航空法	: 施行規則第 194 条 危険物告示 別表第 1
陸上輸送	
道路法	: 施行令第 19 条の 13 車両の通行の制限
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	: 高压ガス保安法における規定に基づき安全な輸送を行う。
	: 移動時の容器温度は 40℃以下に保つ。特に夏場はシートをかけ温度上昇の防止に努める。
	: 容器に衝撃が加わらないように、注意深く取り扱う。
	: 移動中の容器の転倒、バルブの損傷等を防ぐための必要な措置を施すこと。
	: 車両等により運搬する場合は、イエローカード、消火設備および応急措置に必要な資材、工具を携行する。
	: 容器は常に 40℃以下に保つ。
	: 容器には保護キャップを確実に取付ける。
	: 容器には転落・転倒などによる衝撃を防止する措置を講じ、かつ粗暴な取扱いはしない。
	: 車両には見易いところに「高压ガス」の警戒標を掲げる。
緊急時応急措置指針番号	: 120

15. 適用法令

化学物質排出把握促進法	: 非該当
労働安全衛生法	: 労働安全衛生規則第 24 条の 14, 15 危険有害化学物質に関する危険性又は有害性等の表示等
毒物劇物取締法	: 非該当
高压ガス保安法	: 法第 2 条 (圧縮ガス)
食品衛生法	: 既存添加物 番号 302
港則法	: 施行規則第 12 条 危険物告示 別表 高压ガス
船舶安全法	: 危規則第 3 条 危険物告示 別表第 1 高压ガス
航空法	: 施行規則第 194 条 危険物告示 別表第 1
道路法	: 施行令第 19 条の 13 車両の通行の制限

16. その他の情報

適用範囲 : 本安全データシートは、気体のヘリウムガスに限り適用するものであり、液化ヘリウムについては別のデータシートによること。

引用文献

- 1) 日本酸素(株)、マチソンガスプロダクツ共編:「ガス安全取り扱いデータブック」、丸善出版(株) (1989 年)
- 2) 日本産業ガス協会編:「酸素・窒素・アルゴンの取り扱い方」、日本産業ガス協会 (2000 年)
- 3) 及川紀久雄:「先端技術産業における危険・有害物質プロファイル 100」、丸善出版(株) (1987 年)
- 4) 日本化学会編:「化学便覧基礎編」改訂 3 版～改訂 5 版、丸善出版(株)
- 5) L'AIR LIQUIDE:「GAS ENCYCLOPEDIA」、ELSEVIER SCIENCE PUBLISHERS (1976 年)
- 6) 新日本法規出版(株):「実務労働安全衛生便覧」
- 7) 中央労働災害防止協会編:「新酸素欠乏危険作業主任者テキスト」、中央労働災害防止協会 (2013 年)
- 8) 日化協「化学物質法規制検索システム:CD ROM 版」(2007)
- 9) 化学品安全管理データブック Vol.1 化学工業日報社
- 10) 国立環境研究所 化学物質データベース WebKis-Plus より
- 11) 鳳文書林出版販売会社 航空危険物輸送法令集 追録第 21 号
- 12) 化学工学会編:「化学工学便覧」改訂 7 版、丸善出版(株)

注) ・ 本 SDS 記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等の値は保証値ではありません。
・ 危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料・情報・データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅したわけではありませんので、取扱いには十分注意してください。
また、注意事項等は通常的な取扱いを対象としたもので、特殊なお取扱いの場合はその点ご配慮をお願いします。
・ 危険物有害性情報等は必ずしも十分とは言えないので、本 SDS 以外の資料や情報も十分に御確認の上、ご利用下さいますようお願いいたします。

以上